

💡 **くらしの豆知識** 停電、漏電修理の依頼時は慎重に！

【事例1】漏電ブレーカーが起動して停電した。インターネットで検索し「電気工事・漏電修理4,000円～」というサイトを見て、漏電修理を依頼した。来訪した業者に「すぐにブレーカー交換の必要があるが、今日中に支払ってもらわないと工事できない」と迫られ、請求額の40万円を支払ってしまった。

【事例2】エアコンのスイッチを入れたところブレーカーが落ちたため、「電気のトラブルにすぐ対応」と書かれたサイトの業者にエアコンの修理を依頼したが、当該サイト業者から委託され来訪した修理業者は「自分は電気関係の作業員だから、エアコン修理はメーカーに依頼してください」とエアコンには全く手を付けず、「ブレーカー交換が必要」と強引に交換作業を行った。

広告で見た金額とかけ離れた法外な金額を請求された、現場で不安をあおられた、威圧的・高圧的な態度で契約を迫られたなどの勧誘・契約トラブルに関する相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- ①停電の場合、まずは契約している電気会社または送配電業者などに連絡しましょう。機器の故障の場合、まずは販売店またはメーカーに連絡しましょう。
 - ②商品の強引な勧誘や事前に想定していた金額よりかなり高いなど、不審な点を感じたら作業を断りましょう。契約書へのサイン、口頭での作業許可もしないようにしましょう。
 - ③クーリング・オフができる場合もあります。困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎☎336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

行方不明の相続人がいる場合の遺産分割

質問 先日、父が亡くなりました。相続人は、母と長男と二男である私の3人です。父の相続について遺産分割をしたいのですが、母や私が最後に長男に会ったのは5年前で、長男の連絡先は一切わかりません。長男が行方不明で連絡がとれない場合、母や私はどのように遺産分割協議を進めればよいのでしょうか。

回答 遺産分割協議は、相続人全員で行わなければなりません。そのため、本件でも長男を含めた相続人3人で遺産分割協議を行わなければならないので、まずは長男の所在を調べて連絡を試みる必要があります。

行方不明の長男の所在を調べる方法としては、市町村役場から戸籍の附票を取得する方法があります。戸籍の附票には住所が記載されているので、その住所に手紙を出したり、現地を訪ねたりして、連絡を試みるができます。

もっとも、その住所に連絡を試みても、長男が既にその住所から転居しているため、連絡がつかないこともあります。調査を尽くしても長男の行方がわからない場合には、家庭裁判所に長男について不在者財産管理人の選任を申し立てることで、遺産分割を進めることができます。

不在者財産管理人とは、行方不明の不在者の財産管理をすることを職務とする者のことをいい、不在者に代わって遺産分割を行うことができます。そのため、長男について不在者財産管理人が選任された場合には、今後は不在者財産管理人との間で遺産分割協議を行うことが可能となります。

行方不明の相続人がいて遺産分割協議ができない場合には、弁護士などの専門家にご相談ください。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 福山茂志（弁護士）

8月各種無料相談 ☎996-2111 ★相談日が祝日の場合はお休みです(⑮を除く)。 ※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。 	⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎☎373 土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談 ※2週間前の木曜日午前9時から電話予約 日8月18日(木) 午後1時～4時 場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)	⑬消費生活相談 問商工観光課 ☎☎336 悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応) 日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 場消費生活センター ※受付は商工観光課
①法律相談 問秘書広報課 ☎☎373 法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応) ※2日前の水曜日午前9時から電話予約 日毎週金曜日 午後1時20分～4時 場市民相談室 定8人(電話による事前予約制)	⑦DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎☎811 DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応) 日毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 ※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)	⑭内職相談 問商工観光課 ☎☎274 内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応) 日毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分 場市民相談室
②税理士相談 問秘書広報課 ☎☎373 相続税など税金全般についての相談 ※2週間前の月曜日(祝日の場合は翌日)午前9時から電話予約 日8月1日(月) 午後1時～4時 場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)	⑧女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎☎811 女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応) 日毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分 場駅前出張所内相談室 定4人(電話による事前予約制)	⑮若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123 若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応) 日8月3日(木)・17日(木) 午前10時～正午 午後1時～4時 場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(電話による事前予約制)
③不動産相談 問秘書広報課 ☎☎373 マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応) 日8月8日(月) 午後1時～4時 8月22日(月) 午前9時～正午 場市民相談室	⑨人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎☎811 プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応) 日8月12日(金) 午後1時～4時 場第3会議室	⑯教育相談 問教育相談所 ☎995-0077 児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談(専任教育相談員が対応) 日毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時 場教育相談所(八條小学校西隣)
④くらしの相談 問秘書広報課 ☎☎373 日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応) 日8月10日(水) 午後1時30分～3時30分 場市民相談室	⑩心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636 日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応) 日8月3日(木)・17日(木) 午後1時～4時 場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616(心配ごと相談専用電話)	⑰家庭児童相談 問子育て支援課 ☎☎472 子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応) 日毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時 場家庭児童相談室
⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎☎373 紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談 日8月15日(月) 午後1時～4時 場市民相談室	⑪生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎☎493 経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応) 日毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 場社会福祉課 ☎949-6317(生活困窮者自立相談支援専用電話)	⑱子育てコーディネーター 問子育てはっとステーション ☎951-0229 就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談 日毎週月～金曜日 午前10時～午後4時 場やしお子育てはっとステーション
⑥行政書士相談 問秘書広報課 ☎☎373 紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談 日8月15日(月) 午後1時～4時 場市民相談室	⑫こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381 不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応) 日8月1日(月) 午後1時～2時30分 場保健センター 定2人(電話による事前予約制)	⑲休日・夜間納税相談 問納税課 ☎☎330 市税・国民健康保険税の納付についての相談 日8月7日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日 午後5時15分～7時 場納税課

〈広告欄〉

広告募集

「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。
詳しくは、秘書広報課（☎☎423）へお問い合わせください。